

## 随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	伊賀南部クリーンセンター計量案内等業務委託(10月～3月分)
2. 発注室	伊賀南部環境衛生組合 業務室
3. 契約日	令和7年10月1日
4. 契約期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日
5. 契約金額	4,622円(税込、1名・3.5時間)
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 伊賀市シルバー人材センター
7. 契約理由	名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。